

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 [登録番号] 1-22 ●講習期間/2日間 (1日目9:00~16:30) (2日目9:00~17:40) 都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 オロシティーホール（鹿児島市卸本町）実施分

※講習会場については、変更になる場合があります。

定員

講習日 令和4年5月12日(木)~5月13日(金) 70名
受付日 令和4年4月11日(月)~4月15日(金)

講習日 令和4年7月14日(木)~7月15日(金) 70名
受付日 令和4年6月13日(月)~6月17日(金)

講習日 令和4年8月18日(木)~8月19日(金) 70名
受付日 令和4年7月19日(火)~7月22日(金)

講習日 令和4年9月8日(木)~9月9日(金) 70名
受付日 令和4年8月8日(月)~8月12日(金)

講習日 令和4年12月8日(木)~12月9日(金) 70名
受付日 令和4年11月7日(月)~11月11日(金)

講習日 令和5年1月12日(木)~1月13日(金) 70名
受付日 令和4年12月5日(月)~12月9日(金)

講習日 令和5年3月16日(木)~3月17日(金) 70名
受付日 令和5年2月6日(月)~2月10日(金)

奄美実施分

(当協会大島支部(奄美市名瀬港町15-1軸会館) TEL0997-53-5487)で受付

講習日 令和4年11月9日(水)~11月10日(木) 40名
受付日 令和4年10月3日(月)~10月7日(金)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 13,080円
・一般 ⇨ 14,080円

内訳 ・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 980円
一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識(4時間)
(3)保護具に関する知識(2時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

受講対象者

満18歳以上の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令第六条(抜粋)

- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業等を除く。)
二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

労働安全衛生法施行令 別表第三

特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

Table with 3 columns: Class (e.g., 第一類物質), Item Number, and Chemical Name (e.g., ジクロロベンジジン及びその塩, アクリルアミド, etc.).

特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。特別有機溶剤とは、第二類物質のうち、エチルベンゼン、一・二・ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四・ジオキサン、一・二・ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、四塩化アセチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンです。

※「溶接ヒューム」が特定化学物質(第2類物質)に加えられ、特定化学物質障害予防規則により規制されます。金属アーク溶接等作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、必要な職務を行わせることが必要です。また、特殊健康診断の実施その他健康障害防止措置が義務づけられています。